Ш

発 行 日 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示				ページ
○県統計調査の実施 (8件)	(統	計	課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通				
知	(治)	山林江	道課)	3
○公共測量の実施の通知	(用±	也対策	(課)	3
○河川法に基づき保管した所有者不明の				
工作物の返還	(河	Ш	課)	3
○道路の区域変更 (2件)	(道	路	課)	4
○道路の供用開始 (4件)	(")	4
◎告示 (海岸保全区域の指定) の一部改				
正	(港)	弯・治	毎岸	
	課)			5
公 告				
○開発行為に関する工事の完了	(都i	 十計画	画課)	5
高知県選挙管理委員会告示				
○高知県議会議員長岡郡・十佐郡選挙区	の補り	て選さ	羊を行	
うべき事由の発生	(12	· 21‡	曷示〉	5
○長岡郡及び土佐郡の区域において直接	請求力	支び角	 解請	
求のための署名を求めることができない	ハ期間	間	,	
	())		\rangle	5
○政治団体設立の届出				5
○政治団体異動の届出				5
○政治団体解散の届出				6
高知県収用委員会公告				
○公示による通知	(12	· 18‡	曷示〉	6
正誤				
◎正誤(平27・9・30付け 規則)				7
告示				

高知県告示第730号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称 平成28年家畜頭羽数調查(乳用牛調查) 2 調査の目的

本県における家畜(乳用牛)の飼養状況について実態調査を 行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位 戸

(3) 属性

乳用牛飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 畜舎の構造、棟数及び面積
- ウ 糞尿処理設備及び機械装備
- エ 堆肥の生産量及び利用方法
- 才 飼養管理方式
- カ 搾乳方式
- キ 県外からの導入状況
- ク 頭数内訳
- ケ 自給飼料関係
- (2) その基準となる期日

平成28年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

72戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調查組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

調查員調查

7 報告を求める期間

平成28年1月上旬から同年2月26日まで

高知県告示第731号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

平成28年家畜頭羽数調査(肉用牛調査)

2 調査の目的

本県における家畜(肉用牛)の飼養状況について実態調査を 行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

肉用牛飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 畜舎の構造、棟数及び面積
- ウ 糞尿処理設備及び機械装備
- エ 堆肥の生産量及び利用方法
- 才 経営形態
- カ 飼養管理方式
- キ 県外からの導入状況
- ク 頭数内訳
- ケ 自給飼料関係
- (2) その基準となる期日

平成28年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

186戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調香組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

調査員調査

7 報告を求める期間

平成28年1月上旬から同年2月26日まで

高知県告示第732号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称

平成28年家畜頭羽数調査(豚調査)

2 調査の目的

本県における家畜 (豚) の飼養状況について実態調査を行 い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

账

(2) 単位

戸

(3) 属性

豚飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
 - ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
 - イ 畜舎の構造、棟数及び面積
 - ウ 糞尿処理設備及び機械装備
- エ 堆肥の生産量及び利用方法
- 才 経営形態
- カ 県外からの導入状況
- キ 頭数内訳
- (2) その基準となる期日 平成28年2月1日
- 5 報告を求める者
- (1) 数

19戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

調査員調査

7 報告を求める期間

平成28年1月上旬から同年2月26日まで

高知県告示第733号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

平成28年家畜頭羽数調査 (鶏調査)

2 調査の目的

本県における家畜 (鶏) の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域

県内全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

鶏飼養農家

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

- (1) 報告を求める事項
- ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 畜舎の構造、棟数及び面積
- ウ 糞尿処理設備及び機械装備
- エ 堆肥の生産量及び利用方法
- 才 飼養管理方式
- カ 鶏舎形能
- キ ヒナの県外からの導入状況
- ク 羽数内訳
- (2) その基準となる期日

平成28年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

181戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

調查員調查

7 報告を求める期間

平成28年1月上旬から同年2月26日まで

高知県告示第734号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 調査の名称
 - 平成28年家畜頭羽数調査(馬調査)
- 2 調査の目的

本県における家畜(馬)の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

馬飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
 - ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 施設の構造、棟数及び面積
- ウ 飼育目的

- 工 頭数内訳
- (2) その基準となる期日

平成28年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

8 戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

調查員調查

7 報告を求める期間

平成28年1月上旬から同年2月26日まで

高知県告示第735号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称

平成28年家畜頭羽数調査(めん羊・山羊調香)

2 調査の目的

本県における家畜 (めん羊・山羊) の飼養状況について実態 調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

戸 (3) 属性

めん羊・山羊飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
 - ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
 - イ 飼育目的
- ウ 品種別飼養頭数
- (2) その基準となる期日

平成28年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

8戸

(2) 選定方法

全数

6 報告を求めるために用いる方法

2

(1) 調査組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

調査員調査

7 報告を求める期間

平成28年1月上旬から同年2月26日まで

高知県告示第736号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

平成28年家畜頭羽数調査(その他の家畜調査)

2 調査の目的

本県における家畜 (その他の家畜) の飼養状況について実態 調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

(3) 属性

その他の家畜飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項

ア 種類

イ 戸数

ウ 頭羽数

エ 主か品種

(2) その基準となる期日 平成28年2月1日

5 報告を求める者

(1) 数

16戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が市町村担当者 (調査員) を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

調查員調查

7 報告を求める期間

平成28年1月上旬から同年2月26日まで

高知県告示第737号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成

21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。 平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

高知県内水面漁業漁獲統計調查

2 調査の目的

本県における内水面漁業の魚種別等漁獲量について調査を行い、内水面漁業全般の施策を図る上での基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位 漁業協同組合

(3) 属性

内水面の漁業協同組合

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
- (1) 報告を求める事項
- ア 漁業協同組合の名称
- イ 魚類の漁獲量
- ウ 藻類の漁獲量 (藻類のうちアオノリ及びアオサにあっては、生産金額を含む。)
- エ 貝類の漁獲量

オ イからエまでの水産動物以外の水産動物の漁獲量

(2) その基準となる期間

平成27年1月1日から同年12月31日まで

- 5 報告を求める者
- (1) 数

20漁業協同組合

(2) 選定方法

県内の内水面の漁業協同組合から有意抽出する(農林水産省の内水面漁業生産統計調査(一般統計調査)の対象となっている漁業協同組合を除く。)。

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が内水面の漁業協同組合に直接報告を求める。

(2) 調查方法

郵送調査

7 報告を求める期間

平成28年2月28日から同年3月31日まで

高知県告示第738号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年12月農林水産省告示第1561号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第739号

独立行政法人水資源機構池田総合管理所長から次のとおり公共 測量を実施する旨の通知を平成27年12月18日に受けたので、測量 法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条 第3項の規定により告示する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

1 作業種類

航空レーザ測量

2 作業期間

平成27年12月21日から平成28年3月25日まで

3 作業地域

土佐郡土佐町及び大川村の一部

高知県告示第740号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項の規定に基づき 工作物を除却し、又は除却させ、同条第4項の規定により当該工 作物を保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示す ス

なお、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について 権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、平成28年1月 20日までに当該工作物の返還を受けることができる。

平成27年12月28日

河川管理者

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量 鉄筋造平屋建て小屋1棟(動産一式を含む。)
- 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却 した日時

二級河川淵の川 幡多郡黒潮町出口字風呂ヶ谷2047番地先 平成27年10月20日午後2時41分

3 工作物の保管を始めた日時及び保管の場所 平成27年10月20日午後4時

高知県幡多十木事務所鵜ノ江資材置場

4 工作物の所有者等の行うべき措置

工作物の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物の返還を受けること。

5 河川管理者の措置

河川管理者は、工作物の所有者等が4の措置を行わないときは、河川法第75条第6項の規定に基づく売却又は同条第7項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに工作物の所有者等が判明した場合は、同条 第9項の規定により、当該所有者等に当該工作物の除却、保 管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとす る。

6 問い合わせ先

四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課維持管理第一班(電話番号0880-34-5291)

高知県告示第741号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年12月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名長者佐川
- 3 道路の区域

	区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1	岡郡佐川町本郷字 屋敷1647番 4 から	前	4. 9	146
1	岡郡佐川町本郷字 林庵1649番1まで	後	15. 1	146

高知県告示第742号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年12月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

1 道路の種類 県道

- 2 路線名作屋影野停車場
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1	四万十町七里 スノ前甲1213 ら	前	5. 3	125
1	高岡郡四万十町七里 ニエビスノ前甲1227	後	11. 2	125

高知県告示第743号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年12月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥の谷日比原
- 3 道路の区域

供用開始区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町清水上 瀬戸3786番2から 吾川郡いの町清水上 瀬戸3784番1まで		73	平成27年12月28 日

高知県告示第744号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年12月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名作屋影野停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間 延長 供用開始年月日

	(メートル)	
高岡郡四万十町七里字エビスノ前甲1213番1から 高岡郡四万十町七里字エビスノ前甲1227番まで	125	平成27年12月28 日

高知県告示第745号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年12月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町檜生原字天神ノナロ297番1から 高岡郡四万十町檜生原字ヲウコエ586番1まで	137	平成27年12月28 日

高知県告示第746号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年12月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

供	用	開	始	区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
番47	から †佐			.—.	13577 13565	180	平成27年12月28 日

高知県告示第747号

昭和45年3月高知県告示第147号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 3を次のように改める。
- 3 黒耳海岸
- (1) 基準点
 - ア 室戸市吉良川町丙字星神社参詣道西地林887番1地先に 設けた点(基準錠)を基準点1とする。
 - イ 基準点1から方位角352度55分02秒151.668メートルの点 (基準紙) を基準点2とする。
 - ウ 基準点 2 から方位角347度07分30秒148.885メートルの点 (基準紙) を基準点 3 とする。
 - エ 基準点3から方位角346度45分39秒108.617メートルの点 (基準紙) を基準点4とする。
 - オ 基準点4から方位角346度30分20秒124.828メートルの点 (基準紙) を基準点5とする。
 - カ 基準点 5 から方位角334度37分39秒96.646メートルの点 (基準鉱) を基準点 6 とする。
- (2) 補助点
 - ア 基準点1から基準点6までの間の海上に基1A及び基6 Aを設定する。
 - イ 基準点 1 から基準点 6 までの間の陸側は、基 1 B 1 及 び基 1 B 2 は防波堤際を境界とし、基 1 B 2 から基 6 B 1 までの間は防波堤の海側肩から国道側に 5 メートル の位置を境界とし、基 6 B 1 及び基 6 B 2 間は防波堤際を境界とし、基 1 B 1 から基 6 B 2 までを設定する
 - ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 - 基1A 基準点1から方位角256度15分16秒200.271メートルの点
 - 基6A 基準点6から方位角245度09分24秒200.265メートルの点
 - 基1B-1 基準点1から方位角193度19分03秒0.638メ ートルの占
 - 基1B-2 基準点1から方位角91度03分24秒4.826メ ートルの点
 - 基1B-3 基準点1から方位角357度16分49秒81.135 メートルの点
 - 基 2 B-1 基準点 2 から方位角85度16分15秒4.294メ ートルの占
 - 基 2 B 2 基準点 2 から方位角64度24分04秒5.013メートルの点
 - 基3B-1 基準点3から方位角70度31分26秒4.751メ

- ートルの点
- 基 3 B-2 基準点 3 から方位角53度00分23秒5.092メ ートルの点
- 基4B-1 基準点4から方位角67度38分42秒4.940メ ートルの点
- 基4B-2 基準点4から方位角51度00分37秒5.369メートルの点
- 基4B-3 基準点4から方位角348度54分10秒119.923 メートルの点
- 基 5 B 基準点 5 から方位角75度03分42秒4.822メート ルの点
- 基6B-1 基準点6から方位角57度26分08秒4.758メ ートルの点
- 基6B-2 基準点6から方位角309度34分17秒0.658メ ートルの点

(3) 区域

基1B-1、基1A、基6A、基6B-2から基1B-2まで及び基1B-1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成27年7月31日 27高都計第252号	香美市土佐山田町東 本町二丁目89番1の 一部	香美市土佐山田町 東本町二丁目2番 43号 田所 久賢
平成27年12月9日 27高都計第462号	香美市土佐山田町宮 前町126番 5	香美市土佐山田町 西本町四丁目2番 19号 有限会社まつだ寝 具店 代表取締役 松田 勝海

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第114号

平成27年12月21日高知県議会議長から同議会議員に欠員が生じた旨の通知があったことに伴い、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項第5号の規定により、高知県議会議員の補欠選挙を長岡郡・土佐郡選挙区において行うべき事由が生じた。

平成27年12月21日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第115号

高知県議会議員について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定による補欠選挙が長岡郡・土佐郡選挙区において執行されることとなったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項(同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「旧地教行法」という。)第8条第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により、平成27年12月22日から高知県議会議員補欠選挙の期日までの間、長岡郡及び土佐郡の区域においては、地方自治法第5章の規定に基づく直接請求及び旧地教行法第8条の規定に基づく解職請求のための署名を求めることができない。

平成27年12月21日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

10

高知県選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定 により次のとおり届出があった。

平成27年12月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信 その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

名称	代表者		会計員 氏名	責任者	主たる事 務所の所 在地	届出年月日
高知県理 学療法士 連盟	日野	I	大畑	岡川	高知市相 生町1番 25号	平27·11· 12

高知県選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定 により次のとおり異動の届出があった。

平成27年12月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

账

足

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

区分	名称	代表者氏名	会計責任 者氏名	主たる事 務所の所 在地	届出年月日
異動前	照友会	異動なし	谷口 雅次	高知市南 久保 4 - 47	平27·11· 9
異動後			野波 知良	高知市中 宝永町 5 番21号	

高知県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定 により次のとおり解散の届出があった。

平成27年12月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体 でなくな った理由	届出年月日
自由民主 党高知県 宿毛市第 一支部	宿毛市中央七丁 目4番9号	中面 哲	解散	平27· 11·2

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体 でなくな った理由	届出年月日
亀沢のり あき後援 会	幡多郡黒潮町田 野浦180-1	吉尾 利一	解散	平27· 11·10

収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定によ

る次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているの で、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成28年1月8日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成27年12月18日(掲示済)

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 書面の種類

平成27年12月17日付け土地収用法に基づく現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
- (1) 宿毛市山奈町山田字陰平山6144番10、6144番11、6144番12、6144番13、6144番14、6144番15、6144番16、6144番17、6144番18及び6144番19並びに字楠城山6146番6及び6146番7の土地の関係人(土地に関する所有権以外の権利を有する者)のうち次の者

所在地不明

上海優佳工貿有限公司 代表者 総経理 沈 聡(2) 宿毛市山奈町山田字陰平山6144番10、6144番11、6144番12、6144番13、6144番14、6144番15、6144番16、6144番17、6144番18及び6144番19並びに字楠城山6146番6及び6146番7の土地の関係人(物件所有者)のうち次の者

所在地不明 上海優佳工貿有限公司 代表者不明 所在地不明。ただし、閉鎖事項全部証明書上の所在地 香川県丸亀市土器町西一丁目200番地1

青石渠株式会社 代表清算人不明

9

恒

榖

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平27・9・30	号外46	◎規 則	14	右	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る <u>従事者証交付申請書</u>	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る従事者証交付申請者

ľ